

第17回盛岡家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成21年3月2日(月)午後2時30分～午後4時30分

第2 開催場所

盛岡家庭裁判所大会議室(5階)

第3 出席者

(委員)

姉帯幸子, 伊藤紘基, 神山千之, 千葉浩也, 塚田孝子, 松尾正弘, (五十音順, 敬称略)

(庶務)

大内地裁事務局長, 太田家裁事務局長, 塩澤首席家裁調査官, 佐藤家裁首席書記官, 高橋次席家裁調査官, 大山地裁事務局次長, 山方家裁事務局次長, 藤原地裁総務課長, 畑山地裁総務課課長補佐, 藤井家裁庶務係長

第4 盛岡家庭裁判所委員会議事

1 開会あいさつ(伊藤委員長)

2 配布資料の説明(伊藤委員長)

3 議事テーマ「家事調停について」の意見交換等

(1) 基本説明等

意見交換に先立ち, 次のとおりビデオ上映, 施設見学及び説明がなされた。

ア 手続案内ビデオの上映

イ 施設見学(調停室, 科学調査室等)

ウ 家事調停の概略説明

エ 家事事件の動向についての説明

(2) 意見交換

議事テーマ等に関し, 概略, 次のような意見交換がなされた。

以下 が委員, が説明者(裁判所委員), が説明者(裁判所庶務)の発言

[家事調停の特徴的な点, 問題点, 利用しやすくするために考え得る方策について]

先ほど見たDVDにもあったように, 家事調停では, 当事者の感情的な場面が多々見られる中で, お互いに主張の食い違う当事者の話を一生懸命聞いてくれる調停委員には頭が下がる思いである。

盛岡本庁は, 家事事件数も多いのできちんとやっているという印象であるが, ある支部で, DV(ドメスティック・バイオレンス)がらみの調停の当事者を同

じ時間に呼び出したという事例があった。特に申出がなかったためだという説明だったが、少し問題があると思う。

支部によって対応がかなり違うように見受けられるが、職員及び調停委員の指導等はどのように行っているか伺いたい。

職員、調停委員共に、定期的に協議会や研修、研究会を行っており、また、職員に関しては転勤があることから本庁と支部で知識が異なるという認識はもっていないが、本庁と支部のレベルが異ならないように今後も、協議会や研修・研究会を通じて徹底していきたいと考える。

また、DVの当事者を同じ時間に呼び出したという事例に関しては、当事者への事前の事情聴取が足りなかったのかもしれないことから、十分に事前の事情聴取をして情報を収集するように徹底していききたい。

調停の申立件数は増えているのか伺いたい。

盛岡管内では平成15、16年をピークに減少傾向である。

盛岡管内で年間の調停申立件数が1,200件ということは、平均的に考えて1日に2、3件はあるということで、職員の方々は大変だなあと感じた。

申立書の書式を見ると、申立書付票がかなり細かく書く様式になっているが、申立ての段階でここまで細かく書く必要があるのか。いずれ調停の場で聞くことになるわけだし、調停の前に先入観を持ってしまうという事も懸念されるので、もう少し簡略化してもよいのではないか。

申立書そのものには、どのような経緯で申立てに至ったかを書く欄があまりなく、それは、あまり細かく書いてもらおうと申立てを躊躇してしまう危険があるということでもかなり簡単なものになっている。そのため、相手方の動向や申立人の要望などを、付票である程度把握しておきたいということからこのような書式になっていると御理解いただきたい。

裁判所に申立てがあると書記官の方で記録を作成し、その記録を調査官が見て、DVの可能性はないか、相手方が出頭するかどうか、テーマは何かなど、調査官が意見を記録に書く。その上で、裁判官、書記官、調査官でカンファレンスをして、調停にするかどうか、呼出は時間をずらす必要があるかどうか、子供の事が問題になりそうであれば途中から調査官が立会するかどうかなどを決めていく。そういうことから付票は非常に重要になってくる。

DV等、事前に知っておかなければいけない情報があるため付票はそういう意味で必要である。あとは、申立人、相手方を待たせた上で、それぞれ事情を聞くので、30分位を目処にしていることから、皆さんにお聞きする内容は事前にあった方が、効率よく話を聞くことができ、待ち時間が短くて済むという利点もあるということをお聞きいただきたい。

調停委員の数を教えていただきたい。

平成20年10月1日現在で、家事調停委員は255人で、男女比は男性55%、女性45%で、年齢の構成比では、40歳代約10人(4%)、50歳代約90人(36%)、60歳代約140人(55%)、70歳代約10人(5%)

となっている。調停委員は40歳以上70歳未満となっているが、70歳代の方がいるのは任期が2年となっているため、残りの任期がある方ということになる。

40歳代もいるとのことだが、仕事を持っているとなかなか難しいと思うが、どのような職業の人なのか教えていただきたい。

男性の調停委員は、不動産鑑定士、弁護士、税理士、土地家屋調査士、幼稚園園長、元銀行員、元教師、神主などで、女性は、版画家、学校職員、大学の非常勤講師などで、男女共通しているのが、司法書士、元マスコミ関係、心理相談員、元公務員など多方面にわたっている。

[家事調停における紛争解決機能のさらなる充実・強化を図るための方策について]

新任家事調停委員を対象として、調停制度について、調停委員として果たすべき役割や基本的な心構え、公正中立の立場から助言するという基本的姿勢を周知させるための家事調停委員研修会を実施している。その後、調停運営を担うために必要な知識や能力等を習得させるため、実務的な演習の実施、当事者心理を理解した上での面接交渉の習得、法律に関する基礎知識の習得のための家事調停委員研究会やケース研究会を毎年実施している。

加えて、2ヶ月に1回、調停委員と家事審判官や書記官、調査官との意見交換会を行っている。最近取り扱ったテーマは「親権を巡る調停事件における事情聴取のポイント」と題して、調査官が事情聴取のノウハウを提供したり、DV絡みの調停事件を担当する場合の基本的知識として、地方裁判所の民事部で行っている保護命令の手続の流れを説明したものがあった。

調停委員の任命について伺いたい。

裁判所から公共機関や民間企業等に対して推薦依頼をして、家庭裁判所で構成する選考委員会による書面選考、裁判官、事務局長、首席調査官、首席書記官による候補者の面接及び最終の選考委員会によって、最高裁に任命上申する候補者が最終的に確定する。

なり手が少なく困っているということはあるのか伺いたい。

60歳代の調停委員が非常に多くなっており、現役世代及び60歳代前半の委員の確保が難しいのが現状であるが、各機関からの協力を得て何とか確保出来ている。

第5 次回委員会について

次回の具体的な開催期日及び開催テーマについては、確定次第、庶務担当から委員に対し通知することとした。

第6 閉会

以上